

## 災害に係る住家の被害認定基準及び運用指針について

### 見直しの経緯

- ・ 災害により被災した場合の被害の認定基準については、災害時の被害状況の報告のため、関係各省庁がそれぞれの通達等により定めていたものを、その判断基準の差異による行政上の混乱を解消するため、昭和43年6月に統一基準が策定され、運用されてきた。
- ・ 近年、住宅の構造や仕様が変化し、特に住家の部分は、災害による被害の実態に合わないのではないかとの指摘がなされた。
- ・ この基準は、災害時の各種支援策の判断基準となる「り災証明」のほか、各種支援措置の適用の基準となっていることから、被災者に大きな影響があり、内閣府において学識経験者等による委員会を設置し、見直しを行うこととした。
- ・ あわせて、新基準に基づき、市町村の被害調査を迅速かつ的確に実施するためのマニュアルとなる被害認定基準運用指針を作成した。

### 新基準及び運用指針のポイント

#### 1) 住家の損壊

#### 居住のための基本的機能の喪失

被害認定の判断基準に追加

- ・ 建物の傾き
- ・ 浸水による断熱材の吸水、床材の膨張・変形

2 ) 住家の主要構造部

住家の主要な構成要素

- ・「主要構造部（現行基準）」：明確な定義なし
- ・「主要な構成要素（新基準）」：床（階段を含む。）、内壁、天井、建具、設備等が対象となることを明確に定義。

3 ) 主要構造部の被害額を時価で算定

主要な構成要素の部位別の損害割合の合計で算定

- ・住家の部位別の損傷率に各々の構成比を乗じて算定したものの合計を損害割合とし、被害の程度の効率的な判定を可能にした。

今後の対応

1 ) 各省庁で関係する基準等の改定の実施

2 ) 市町村等への周知